

新潟地方裁判所委員会（第14回）議事概要

- 1 日時 平成20年6月16日（月）午後2時から午後4時まで
- 2 場所 新潟地方裁判所所長室
- 3 出席者
（委員）奥田隆文，小野塚崇，高橋正秀，辻澤広子，中條隆二，丸山由明
山崎まさよ，山田敏彦，四ツ谷有喜
（欠席 高橋姿，中野谷進，村山伸子） （五十音順，敬称略）
- 4 議事概要
 - (1) 全体概要
 - ア 新しく選任された山田敏彦委員（平成20年4月1日付け選任），中條隆二委員（同月16日付け選任），丸山由明委員（同日付け選任），高橋正秀委員（同月21日付け選任），高橋姿委員（同年5月1日付け選任）の紹介
 - イ 最高裁判所が実施した「裁判員制度に関する意識調査」のうち新潟県に関する部分の紹介と意見交換
 - ウ 憲法週間行事の実施報告
 - (2) 意見交換の概要
 - ・ 「裁判員制度に関する意識調査」の結果によると，新潟県では「義務であっても参加したくない」と回答した人が45.7%であった。この回答者の多くが高齢者であり，社会の高齢化の影響が反映している可能性がある。
 - ・ 昭和48年以降，新潟地裁における死刑判決は，昭和63年に1件出されただけである。なお，この判決は，控訴審で無期懲役に減刑されており，死刑の判決が確定した事例は昭和48年以降，0件である。このように死刑判決が出される事案は極めて少ないのが実情であるが，可能性がないわけではないから，これを念頭に，裁判員の精神的な負担が少しでも軽減されるように配慮する必要がある。
 - ・ 素人である裁判員がプロである裁判官に誘導されてしまうとの懸念があることに裁判官は十分に配慮して，裁判員裁判を運営する必要がある。
 - ・ これまでの広報活動では「裁判員制度の開始」に重点が置かれていたが，今後は，「裁判員に選任された後の職務内容」について丁寧に説明していく必要がある。
 - ・ 重大事件についてのワイドショー等の報道では，「裁判員に選任されたらあなたはできますか？」という切り口で取り上げられることがあるが，これでは制度に対する不安を増大させかねないので，そのような不安を生じさせないような説明がされるように働きかける必要がある。
 - ・ 既に国民が裁判に参加している国であっても，裁判に参加することに対する国民の抵抗感は小さくないが，初日，2日目と裁判に参加することで不安感，抵抗感は解消していくと指摘されている。裁判員制度が始まる前に全ての不安を払拭することは困難であろうが，制度の内容を十分に理解してもらうことにより不安や抵抗感を小さくすることは可能である。
 - ・ 裁判員として参加するための有給休暇や特別休暇については，最高裁判所から経済団体等に休暇制度の創設を働きかけているところである。県内でも，既に特別休

暇制度を設けた企業もあり、また、有給休暇制度の創設及び現在の休暇制度の運用により対応予定であるとする企業もある。今後も引き続き、経済団体に参加しやすい休暇制度の創設を働きかけていくことが必要である。

- ・ 小規模の企業の中には、代替する社員がおらず、裁判員として参加することが極めて困難な場合もあることから、辞退事由の判断は柔軟に対応する必要がある。また、小規模な企業では、休暇制度の創設についても大企業と同じようにはいかないと思われる。これからも企業訪問などにより情報を収集して、新潟県の実情を十分に踏まえた判断をする必要がある。
- ・ 裁判員制度に関する報道では、制度の導入目的について明確に説明していることは少ないようである。制度の導入目的も分からないまま裁判を担当することになった場合、非常に大きな負担感を感じることになりかねない。今後は、制度の導入の意義について、国民が納得できるような説得力のある説明を心がける必要がある。
- ・ 制度の導入については、司法制度改革審議会や国会等において議論が重ねられた結果であり、背景には、司法を専門家だけに任せておいてよいのかという素朴な疑問があった。また、日本以外の多くの先進国では、国民が参加する司法制度が採用されているという実情も考慮された。
- ・ 説明会では、当初は専ら内容や手続を取り上げることが多かったが、最近では、意識調査の結果を受けて、多くの国民が有している不安や疑問を中心に説明するように心がけており、また、導入目的についても多くの時間を割いている。
- ・ 視覚や聴覚に障害のある方が裁判員候補者名簿に含まれていたとしても、裁判員として参加できるよう、手話通訳や点字による対応を前向きに検討している。ただし、図面や録音テープの取調べが不可欠な事件には、参加していただくことが困難な場合もある。このような場合に辞退の申し出があれば、認めることになるとと思われる。
- ・ 裁判員が証拠として提出される死体等の写真を見て精神的に不安定な状態になることも考えられる。現時点では、写真の代わりにイラストを使用するというような工夫も検討されている。ただし、争点との関係で、写真が証拠として不可欠な場合もあり、全てイラストに代えることは困難である。

5 次回期日

11月11日(火)午後2時から午後4時まで